

にこにこごてん訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社ぷらむ が開設する、にこにこごてん訪問看護ステーションで行う訪問看護は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、病気や怪我等により在宅療養を必要とする者に対し、介護保険法による指定居宅サービス事業者、または健康保険法による指定訪問看護事業者として、適切な事業運営を行うため、介護保険法に基づく指定訪問看護（以下「介護保険指定訪問看護」という。）及び健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「健康保険法指定訪問看護」という。また、介護保険指定訪問看護と健康保険指定訪問看護を総称し、「指定訪問看護」という。）の実施について必要な事項を定める。

(運営方針)

第2条 訪問看護の実施にあたって、かかりつけ医師（主治医）の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援するものとする。

2 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品 管理等に関しては管理者の責任において実施する。

3 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所名称等)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 にこにこごてん訪問看護ステーション

(2) 所在地 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 32 番地 3 サンフラワー憩

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（看護師・常勤・兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行なうとともに自らも事業の提供に当たる。

2 看護職員等

看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（うち常勤1名以上）

理学療法士 常勤換算 相当数（常勤・専従）

看護師は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけ医師（主治医）に指示書の交付を求めるように助言しかかりつけ医師（主治医）の訪問看護指示書交付のない利用者またはその家族から、訪問看護利用に関する相談があった場合は、関係機関に調整等を求め対応する。
※場合によっては、保険外のサービス（自費）の利用も行う。

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事介助及び排泄等日常生活の援助
- (3) 医療的処置の実施及び指導（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥創処置、内服管理等）
- (4) 訪問リハビリテーションの実施と相談、指導
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 栄養、食事療法に関する相談、指導等
- (7) 介護用品の紹介や工夫の仕方の実施、指導
- (8) 生活環境の調整と指導
- (9) かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- (10) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (11) その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

(利用料等)

第8条 介護保険指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし 当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車（タクシー）を使用した場合の交通費は、その実費

を徴収する。

- 3 健康保険指定訪問看護の提供に係る利用料は、別紙のとおりとする。
- 4 死後の処置料は、15,000円とする。
- 5 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の実施地域は、事業所から半径30kmの湯沢雄勝及び横手市とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかにかかりつけ医師（主治医）に連絡し、適切な処置を行なうものとする。かかりつけの医師（主治医）との連絡ができない場合は、緊急搬送等の必要な処置を行なうものとする。

（個人情報の保護）

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（苦情処理）

- 第12条 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行なう調査又は斡旋に協力するよう努める。
- 6 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第13条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。(管理者)

※ 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営について留意事項)

第14条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者と開設事業者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。